

日本経営システム学会 支部細則

(目的)

第1条 本細則は日本経営システム学会の支部の設置と運用について必要な事項を定める。

(支部の設置)

第2条 地域における本会の目的推進および事業の支援を通じて、本会の発展に寄与するために会則第34条に基づき支部を設置する。

2. 会長が全支部を統括する。
3. 支部の設立および廃止は、理事会の承認を得なければならない。
4. 支部は、関西支部、中部支部、中国・四国支部、九州・沖縄支部とする。

(支部の担当地域)

第3条 支部の担当する地域を次のように定める。

- (1) 関西支部：大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県
 - (2) 中部支部：愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県、富山県、石川県、新潟県、山梨県
 - (3) 中国・四国支部：広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県
 - (4) 九州・沖縄支部：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県
2. 各支部の担当地域内に居住地または勤務地がある会員を対象として活動を行うが、地域外からの参加を妨げない。

(支部役員)

第4条 各支部には、支部長1名を置く。

2. 支部長は支部を代表し、支部の業務を総括する。
3. 支部長は正会員とし、会長が理事会の承認を経て委嘱する。
4. 各支部は、必要な役員を置くことができる。

(支部長の任期)

第5条 支部長の任期は、選任後2年目の通常総会までとする。

2. 何らかの理由で支部長の交代が生じた場合の任期は、前任者の任期の満了時までとする。

(経費)

第6条 支部の経費は本部からの交付金および、その他の収入をもってこれにあてる。

(支部内規)

第7条 各支部は支部内規を設けて運営する。

2. 支部内規は、本細則に規定されていない運営に必要な事項を定める。

3. 支部内規には、次の事項を規定する。

- (1) 支部役員の構成
- (2) 支部総会および役員会に関する事項
- (3) 支部役員の選定に関する事項
- (4) 会計
- (5) その他必要な事項

(報 告)

第8条 各支部は、次の事項を理事会に報告しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業報告および決算報告
- (4) その他重要な事項

(細則の変更)

第9条 本細則の変更は、理事会の承認を得なければならない。

2. 本細則の内容検討、並びに、変更は組織委員会が行う。

(施 行)

第10条 本規程は平成7年4月15日より施行する。

本細則は平成27年5月30日改正、施行する。